小型貨物自動車（長崎４００せ８４８９）外３台定期点検整備外１件　仕様書

１．目的

本業務は、当事務所が所有する小型貨物自動車２台、小型乗用自動車２台について、定期点検及び整備等を実施するものである。また、小型乗用自動車２台についてはタイヤ交換業務を実施するものである。

２．履行期間

契約締結日から令和９年３月２６日まで。

ただし、各点検・検査について以下のとおり定める。

①小型貨物自動車（長崎 400 せ 8489）の継続検査については令和９年１月１４日まで。

②小型乗用自動車（長崎 501 ち 579）の１２ヶ月点検については令和９年１月２２日まで。

③小型乗用自動車（長崎 501 そ 1807）の継続検査については令和９年２月３日まで。

④小型貨物自動車（長崎 400 せ 5593）の６ヶ月点検については令和９年２月２６日まで。

３．履行場所

受注者工場（長崎市内に限る）

４．車両引取・納車場所

長崎市小ヶ倉町３丁目７６－７２　　長崎港湾・空港整備事務所

引取、納車の日時については契約締結後に別途協議するものとする。

５．対象車種・点検整備内容

①車両：小型貨物自動車（日産 NV150AD　DBF-VY12）［長崎 400 せ 8489］

点検整備内容：継続検査一式

エンジンオイル交換

ワイパーゴム交換（フロント）

洗車

自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料についての手続き一式も受注者において実施するものとする。なお、当局は国の機関であるため印紙税は非課税であり、印紙手数料は不要である。

②車両：小型乗用自動車（日産セレナ 6AA-GC28）［長崎 501 ち 579］

点検整備内容：１２ヶ月点検一式

ワイパーゴム交換（フロント）

③車両：小型乗用自動車（日産セレナ 6AA-HC27）［長崎 501 そ 1807］

点検整備内容：継続検査一式

ブレーキフルード交換

ＬＥＤヘッドライト交換

エアコンフィルター交換

発炎筒交換

ワイパーゴム交換（フロント・リア）

自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料についての手続き一式も受注者において実施するものとする。なお、当局は国の機関であるため印紙税は非課税であり、印紙手数料は不要である。

④車両：小型貨物自動車（トヨタプロボックス　DBE-NSP160V）［長崎 400 せ 5593］
点検整備内容：６ヶ月点検一式
エンジンオイル交換
オイルエレメント交換
洗車

６．対象車種・タイヤ交換業務

車両：小型乗用自動車（日産セレナ 6AA-GC28）［長崎 501 ち 579］
車両：小型乗用自動車（日産セレナ 6AA-HC27）［長崎 501 そ 1807］

（１）装着されている通常タイヤ（ホイール付き）をスタッドレスタイヤ（ホイール付き）に交換し、必要な点検・調整等を行う。
・スタッドレスタイヤは当事務所が保有しているものを使用する。
・交換後の通常タイヤは車両引渡時に発注者へ引き渡す。
・実施日については、発注者と調整の上、決定するものとする。

（２）スタッドレスタイヤ（ホイール付き）を通常タイヤ（ホイール付き）に交換し、必要な点検・調整等を行う。
・交換後のスタッドレスタイヤは車両引渡時に発注者へ引き渡す。
・実施日については、発注者と調整の上、決定するものとする。

７．契約変更
点検の結果、「５．対象車種・点検整備内容」および「６．対象車種・タイヤ交換業務」に掲げる項目以外で、車両の安全運行及び機能維持に支障のある整備箇所が発見された場合は別途協議することとし、当局が必要と認めた場合は仕様内容を変更した上で整備を実施するものとする。
この場合において、請負代金額、履行期間に変更が必要な場合は協議し契約変更を行う。

８．検査
各車両について、本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

９．支払
受注者は、上記検査確認後、一括して請負代金額を請求すること。
発注者は請求書を受理後、30 日以内に振込にて代金を支払うものとする。

１０．そ の 他
本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に記載された事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

１１．暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
（１）当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要

な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
（２）（１）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
（３）（１）及び（２）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
（４）当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。